

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 改正内容

(一) 全施設共通

協力医療機関との連携体制の構築

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

- ① 入所者の病状急変時等に医師等が相談対応を行う体制を常時確保
- ② 診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
- ③ 入院の必要性が認められた場合、原則として入院を受け入れる体制を確保（軽費老人ホームについては①、②を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする）

イ 新興感染症発生時等の対応をあらかじめ第二種協定指定医療機関と取り決めることを努力義務とする（第二種協定指定医療機関が協力医療機関の場合は義務付け）

(二) 軽費老人ホーム

運営規程等の重要事項をウェブサイトに掲載することを義務付け（令和七年四月一日から適用）

(三) 特別養護老人ホーム

ア 緊急時等の対応方針の年1回以上の見直しを義務付け

イ 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期的な開催を義務付け（令和九年三月三十一日までは努力義務）

三 施行期日

令和六年四月一日

ただし、一部経過措置あり